

建交労 ひかい

2021年12月号

発行：建交労 No.213

岐阜農林建設連合支部

〒501-4234

郡上市八幡町五町1-4-15

電話 0575-67-1582

すべての労災・職業病の根絶をめざす



2021年 11月10日 東委員長のあいさつ

コロナ禍の中だからこそ団結を 第22回 定期大会 開催！

11月10日(水)、郡上市文化センターで岐阜農林建設連合支部の第22回定期大会を開催しました。昨年同様コロナウイルス感染予防のため出席者を絞っての開催となりました。最初にこの1年間で亡くなられた8名の皆さんに黙とうをささげました。

東健次執行委員長は、リニア工事で死亡事故が発生したことに触れ、トンネル現場での安全対策の徹底とじん肺基金を目指してという挨拶をしました。また、神岡じん肺訴訟では、第2陣が名古屋高等裁判所で勝利したことで、国のじん肺認定をCTで否定する動きに歯止めをかけることが出来た、画期的な勝利はみんなの努力でつかったものの、第3陣も頑張ろうと力強く呼びかけました。

執行部は、トンネルじん肺救済法の実現・神岡鉱山じん肺訴訟の勝利解決・アスベスト被災者の救済・学習、(次ページに続く)

教育活動などの運動方針

(案) について提案しました。なかでも組織拡大の取り組みについて「被災者が労働組合に団結することによって、国と対等に話ができる関係を築くことが可能になる。勝ち取ってきた補償内容の後退を許さず、安心して療養生活を送ることで、みんなで組織拡大に真剣に取り組もう」と重点目標を立て提案しました。

提案の運動方針(案) 予算(案) について討議が行われ可決されました。その後、新執行委員長に水本明治さんが選出され、新たな執行部体制で、運動方針に基づいて組織拡大の運動など全組合員で奮闘することを確認し、大会を終了しました。

移送費不支給決定を取り消し 理不尽な決定から是正を勝ち取る

去年に岐阜労働基準監督署に移送費請求した組木正明さんが不支給決定されましたが、今年の11月、審査請求にて不支給取消が決定。移送費請求認定を勝ち取りました。

労災決定時に突然、移送費の不支給決定が通知されました。そのため早速、監督署に抗議のために赴きました。すると、「近くに整形外科があるのになぜわざわざ遠い病院に行っているのか」といわれました。組木さんは近くに振動病を診てもらえる病院がなく、岐阜県内の医労連であるみどり病院に通っていました。

監督署側から候補に出された『近くの病院』は検査も治療にあたる医師もいないと言われたことを伝えました。実際には冷水負荷の検査や具体的な振動症の治療方針を決める事ができる病院は現状通っている病院しかありませんでした。そんな実態を調べることなく安易に不支給にしたことは納得がいきません。

そのため署長との面談をお願いしましたが不在。代わりに副署長に面談を求めましたが拒否されました。副署長は目の前にいるにもかかわらず話しすら聞こうとしませんでした。「一度

決定したことであり、不服があれば行政不服審査を」と担当者からの伝言だけでした。この対応は不誠実極まりない、ずさんな対応と言わざるをえません。そのため2020年10月14日に労働局に不服審査請求を行い、不支給決定処分を取り消しを求めました。

通院する病院は、単に整形外科病院であればいいのではなく「診療に適した医療機関」、つまり振動障害の治療指針に基づく診療が可能な医療機関でなければいけません。そして通達では「3障害ごとの治療効果及び症状経過を正確に把握し、治療方針をたてる。治療経過を追って監察・分析することによって、効果的かつ適切な治療を行うことができる」ことを定めてい

ます。しかし、今回の不支給決定での対応は明らかに振動障害について十分な知識を持たず、選択できる医療機関が少ない現状を理解していないまま調査していること主張しました。

そして今年11月に審査請求の不支給決定の取り消しとなりました。当時の担当していた副署長からではありませんが現副所長からこちらにも電話があり、調査が不十分であったことをお詫びしました。

組木さんは、「2年もなかった。病院があるというが、報告では振動症が診ることができない病院だった。もっと早く調べて結論を出してほしかった。決定するまでの間、ずっと気になっていて、みどり病院の岩井先生も意見書だったのに、

まだ決まらないかと心配していた」と話してくれました。

今回、不支給決定を勝ち取ることができました。しかし、監督署のさまざまな対応のために、認定まで長時間かかり、請求者に多重の負担を強いてしまいました。今回、岐阜監督署に誤りを認めさせましたが、今後もしっかり監視し、同じような過ちを起こさせないように強く主張していきます。

無料電話相談を 飛騨市で開催

10月30日、岐阜県労連の事務所をお借りして労災申請・賠償金請求についての無料電話相談会を開催しました。新聞折り込みで、ちらしを飛騨市に配布し相

もしかして対象？
まずはお気軽に
お電話下さい。

じん肺(けい肺)
無料 電話相談会
労災・賠償金請求のための

10/30(土) フリーダイヤル
0120-378-060
午前10時～午後3時

先月16日、名古屋高等裁判所で、三井金属神岡鉱山じん肺訴訟原告側のじん肺認定を請求、原告らの救済を求めた訴訟が全面的に認められました。この判決は労災認定を認め、賠償金も認められ、被害を受けた方々やその家族の方々の救済に大きく貢献しています。有識者も応援しておりますので、裁判に際する相談にも応じます。

神岡鉱山じん肺訴訟について

Q どんな裁判ですか？
A 神岡鉱山で働いた労働者や遺族の方々が、じん肺による健康被害を受けたこと、健康被害を求めた訴訟です。
Q これまでの判決内容は？
A 第1回訴訟では、2017年に当社のじん肺認定を認め、健康被害を認めたと認定されました。また原告の16人には、第2回訴訟で原告の健康被害を認め、賠償金も認められました。

受給された方の感想

私は、第一訴訟の原告でした。裁判が、健康被害を認め、賠償金も認められ、健康被害を受けたこと、健康被害を認めたと認定されました。健康被害を認め、賠償金も認められ、健康被害を受けたこと、健康被害を認めたと認定されました。

三井金属神岡鉱山じん肺訴訟闘争本部
TEL 0575-67-1582 FAX 0575-67-2101

今回の相談会で使われたポスター

談会の開催を知らせました。この相談会は、三井金属神岡鉱山じん肺第2陣訴訟が、9月16日の名古屋高等裁判所で勝訴したことを受け、潜在している神岡鉱山じん肺被災者の救済を行うために計画しました。

弁護団から岡本浩明弁護団事務局長、県本部の山田透執行委員長の応援をいただき兼山、畑中が対応しました。

「父が神岡鉱山で働いて、苦しんで亡くなった」など相談の電話は3件ありました。次回は高山市でも開催予定です。神岡鉱山で働いた方でじん肺に罹患しながら労災申請がなされていない方や被害企業から賠償を受けていない方がまだまだ多数みえると思います。このような方を組合員として迎え、救済を広げていきましょう。

編集後記